

## 独立行政法人等による地球温暖化対策に関する計画の策定について

### 1. 趣旨・背景

京都議定書目標達成計画において、公的機関の率先的取組の一環として、国は、独立行政法人等の公的機関に対し、率先した取組を促すとともに、その取組状況について定期的に把握することとされている。

これを踏まえ、平成18年10月27日の地球温暖化対策推進本部幹事会において、独立行政法人等の地球温暖化対策に関する計画の策定状況を、概要以下のとおりとまとめたところ。

192法人（独立行政法人、国立大学法人及び郵政公社）のうち、	
・全施設において計画策定済み	17.2%
・一部施設のみ策定済み	5.2%
・平成18年度以降策定予定	48.4%
・未策定・策定予定なし	29.2%

（平成18年9月時点）

また、この調査結果を踏まえ、関係各府省庁から所管各法人に対し、取組の強化を依頼することとされた。

### 2. フォローアップ調査の実施

昨年の段階で、平成18年度以降策定予定と未策定・策定予定なしが合計で77.6%となっている状況を踏まえ、関係各府省庁から取組の強化を依頼したところであるので、関係各府省庁から、その後の、所管各法人の地球温暖化対策に関する計画の策定状況について調査するとともに、その結果を環境省においてとりまとめることとする。